

可処分所得の世代間分配

高山憲之・有田富美子

「日本水産業の経済分析」(1995年1月) 経済研究所
著者: 佐藤義典、川上和也、高橋義典、高橋義典、高橋義典
出版: 1995年1月 経済研究所

〔拔 刷〕

可処分所得の世代間分配

高山憲之・有田富美子

1 はじめに

日本では人口高齢化が急速に進展している。そのなかで高齢者の生活を社会的にサポートするための費用も急増しており、その費用を誰が、いつ、どうやって賄うかという問題が重大になってきた。日本は、これまでどちらかというと「若者の社会」であったので、この問題は重大ではなかった。しかし21世紀の日本は確実に「高齢者の社会」になる。その社会をどうやって乗り切っていくか。そのさい上記の問題について、あらかじめ社会的な合意を形成しておこうというのである。

高齢者を社会的にサポートするための費用は、これまでの日本に関するかぎり主として現役の勤労世代が負担してきた。しかし、いずれ「3人に1人は65歳以上の高齢者」という時代を迎える。その時代を従来のやり方で乗り切ろうとしても無理が多く、現役組の不満が爆発するおそれがある。

それでは一体どうしたらよいのか。この点に関するかぎり社会的合意は今のところない。経済学者の間でも、この点で意見は分かれている。これが現在の状況である。

この問題は「世代間の公平」をどう考えるかという問題と密接に関連している。公平観は人によって異なることが少なくない。現に「世代間の公平」を概念化する試みは、ここ15~20年にわたって哲学者・政治学者・経済学者によってなされてきたが、議論が収斂しつつあるという徵候は今のところない¹⁾。

本稿では、まず次節で経済学者が提案した2つの代表的な考え方を紹介する。それはL.コトリコフ教授およびR.マスグレイブ教授の考

え方である。そして両者の政治的な実現可能性に言及した後、第3節ではマスグレイブ流の「世代間の公平」観念を念頭に置きつつ、可処分所得の世代間分配が日本で実際にどうなっていたかを調べる。ここでは総務庁『全国消費実態調査』を利用した。第3節の統計解析はあくまでも現実がどうなっていたかを究明するためのものである。特定時点における世代間の所得分配状況が公平であり、それを維持すべきであるというような政策判断は、いっさい含んでいない(念のため)。むしろ政策判断のための基礎資料を提出することに第3節における分析のねらいがある。

第4節では、急増していく高齢者をサポートするための費用をどのような財源で賄うかについて3つの選択肢を示し、財源選択の違いによって世代間の所得分配がどのように異なるかを明らかにしたい。

第5節では、本稿における主要な結論を述べ、それに基づく形で今後の政策論議に向けた新しい問題を提起したい。

2 世代間の公平：2つの考え方

本節ではL.コトリコフ教授の提案した「世代会計」の考え方およびR.マスグレイブ教授の提案した公的年金負担をめぐる世代間公平の考え方を紹介し議論する。そして両者の政治的実現可能性について筆者の評価を述べる。

2.1 コトリコフ教授の「世代会計」

最近、経済学者・財政学者・行政担当者の注目を集めている考え方には「世代会計」流の公平観である。この考え方にはL.コトリコフ教授に

よって提唱された(文献[8])。世代会計とは、政府の実施すべき政策を比較検討するための新しい手法であり、ブッシュ政権下の1993会計年度アメリカ合衆国予算教書(1992年1月)において1つの章を割いて取り上げられたこともある、アメリカ合衆国内外で関心が高まりつつある。

世代会計において政策判断の基準となっているのは生涯純支払い税率という概念である。これは生涯における税・社会保険料の支払い額の現在価値から生涯における社会保障給付(公的年金・メディケア・失業保険・家族手当・食料切符等)の現在価値を控除し、その額を生涯所得の現在価値で除した値を具体的には意味している。

この生涯純支払い税率を各世代ごとに推計し比較して政策判断の基準にしようというのである。推計結果によると、たとえばベビーブーム世代より後に生まれたアメリカ人はその前に生まれた世代より生涯純支払い税率が高いこと、将来世代の生涯純支払い税率は現在の世代にくらべて著しく高くなること、などが判明した。

世代会計は現行の政策および代替的な政策を各世代の利害に着目しながら具体的な計数をつけて評価しようとするものである。従来、年々の財政赤字をどうするかということばかりに目を奪われがちであった。しかし真の問題は単年度ベースの財政収支ではなく、むしろ将来にわたる長期間の財政収支にあり、子供や孫の世代の利害が無視ないし軽視されている点にある。このことを世代会計という枠組みを通じて明らかにしようとしたのである。

世代会計については既に問題点の指摘も少なくない。その主要なものは以下のとおりである。

①財政移転のうち考慮されているのは社会保障関連のものだけであり、教育や公共投資さらには治安維持や司法制度等のもたらす便益が無視されている。

②公債(政府部门の債務)の返済が究極的には将来世代の負担になるように仮定されているので、はじめから将来世代の負担が過重ぎみになっている。

③結論は将来における経済成長率や割引率によって左右され、恣意的になりがちである。

④生涯負担や生涯移転給付という言葉が用いられているが、過去の負担と給付は計算から除外されており、異なる世代間の利害を厳密に比較する形にはなっていない。

上記の④で指摘したようにコトリコフ教授自身は世代間の公平を厳密に議論することは周到に避けている。現時点でのゼロ歳の者と将来世代の利害を比較するときに、はじめて「世代間の公平」観念が顔を出す。そして生涯純支払い税率が世代別にみてあまり異ならないようなシステムへの切りかえを事実上、求めている。

世代会計の提案は公的年金をめぐる、いわゆる「損得論」(拠出と給付の関係を世代別に推計し、世代別の損得を論じるもの)と性格が似ている。公的年金の損得論者にとって最大の難点となっていたのは「二重の負担問題」²⁾を政治的にどう克服するかという問題であった。世代会計においても代替案の採用は、いずれもこの「二重の負担問題」に直面する。公的年金において、この問題解決がきわめて困難であったように、財政問題を世代会計的アプローチで解決することには様々な政治的困難が待ちうけている。この点を第5の問題点として、あわせて指摘しておきたい。

2.2 マスグレイブ教授の「世代間の公平」観

公的年金においては、上記の「二重の負担問題」を政治的に突破することが政治的にきわめて困難であるという見方がドイツをはじめとするヨーロッパ主要国および日本で広まりつつある。これらの国において代わりに採用されたのは、いわゆるネットスライドへの切りかえであった。ネットスライドへの切りかえは英語文献でみるとかぎり Musgrave(1981)が最初に提案したものである。そこで、次にマスグレイブ教授による「世代間の公平」についての考え方を紹介してみたい。

マスグレイブ教授は、老齢年金をめぐる世代間契約の結び方には複数の方法があると論じた上で、そのなかで世代間契約として最も公平な

方法は手取りでみた可処分所得の世代間比率をどの時点をとっても一定不变に維持する方法であると主張した³⁾。高齢化の進展や経済成長の度合いによって世代別にみた負担や給付は異なるかもしれないが、仮にどの時点においても1人あたり可処分所得の分配比率が現役とOBの間で常に一定であって変わらなければ、「世代間の公平」は達成されるというのである。

公的年金は「1つのパイを現役とOBでどう分けあうか」についてのルールを定めるものにはかならない。いわば「親子が1つの財布をどう分けあうか」という問題と基本的に同じである。自分が現役で働いている時も、引退して子供に世話をもらう時も、財布の分け方(親子間)に変わりはない。そうであれば納得がいくというのである。

第1図は1994年の11月に日本で成立した新年金法において、この可処分所得の世代間分配がどう定められているかを典型的な民間サラリーマンを例にとって示したものである。月収ベースでみるとかぎり現役対OBの可処分所得比率は今後、常に5対4に維持される。これは過去賃金の再評価指標を税・社会保険料込みのグロス賃金ベースから税・社会保険料を控除したネット賃金ベースに切りかえたことによって可能となった。「ネットスライドへの切りかえ」といわれるのは、このためにはかならない。

ネットスライドへの切りかえにより、高齢化に伴って発生する公的負担増は現役だけでなくOBも等しく引き受けしていくことに事実上な

る⁴⁾。これは新しい費用負担原則の導入を意味している。このような原則が公的年金の分野でいち早く確立されたことは注目に値しよう。この新原則は今後、年金以外の社会保障分野や税制改革においても早晚、参照されることになるだろう。

マスグレイブ流の公平観が広く受け入れられるためには、現役世代の手取り所得が毎年少しずつでもいいから着実にふえていく必要がある。マイナス成長がつづいて「親の世代より豊かになれない」という思いが子供世代の心を支配はじめたら、子供世代は世代間の分配比率を変更したい旨、要求しはじめるだろう⁵⁾。

マスグレイブ流の公平観は可処分所得のみを考慮しており、資産保有や相続・贈与を無視している。この点も問題点として指摘しておく。

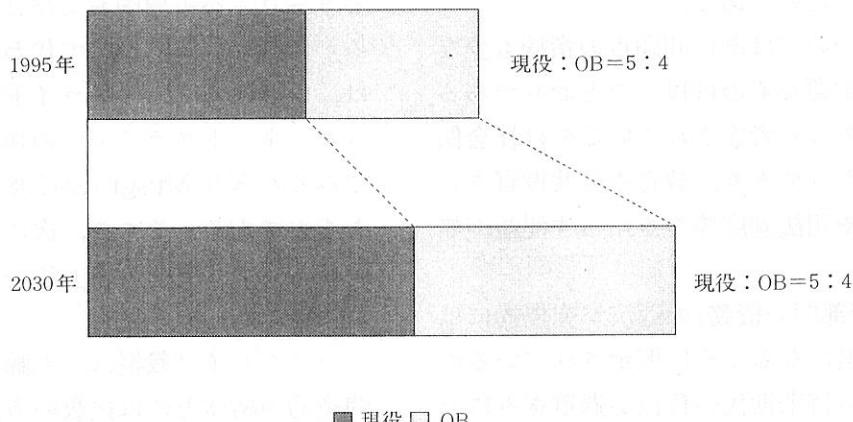
また維持すべき世代間の分配比率をどう定めるかという問題も別にある。単に現在の分配比率を今後維持するだけでよいとは必ずしも言えない。この問題についても、あらかじめ議論をつめておく必要がある。

次節では、マスグレイブ流の公平観を念頭に置きつつ、可処分所得における世代間の分配が実際にどうなっていたかを最近の日本を例にとって調べる。

3 年齢階層別の1人あたり所得：1984年と1989年の2時点間比較

本節では年齢階層別の1人あたり所得が實際

第1図 新年金制度におけるパイの分け前



にどうなっていたかを調べる⁶⁾。いわば1人ひとりのパイの分け前が年齢階層別にみてどうなっていたか、その現実を明らかにしたい。このような作業の目的は、世代間の分配が公平であるか否かを評価するための基礎データを提供することにある。資料は1984年および1989年の『全国消費実態調査』である。ここでは1984年から1989年にかけて世代間の分配にどのような変化が生じたかを示すことにする。ただし1984年における世代間の分配状況が望ましいというような価値判断はしていない(念のため)。世代間の分配が実際どうなっていればよいかという問題は、本稿では本格的に議論しない。

3.1 推計の手順

まず本稿では所得として以下の4つの概念を使用している。分析の中心となるのは「現物給付込みの再分配後所得」である。他の3つはいずれもそれを導出する準備段階の諸概念である。

①現金ベースの再分配前所得——『全国消費実態調査』に記載されている「年間収入」から(公的)年金・恩給を控除したものである。公的年金の給付や恩給は所得再分配制度の一環であると考えた。年間収入は、賃金・俸給、農林漁業所得、農林漁業以外の事業所得、内職収入、年金・恩給、仕送り、家賃・地代、利子・配当、その他の現金収入、現物収入、の10項目に分類されている。現物収入(農家の自家消費分等)は記入例がきわめて少なく、また金額も小さいので、ここでは除外することをしなかった。厳密さにやや欠けるものの、「現金ベースの」という形容に大過はないと思われる。なお退職一時金や財産売却収入・キャピタルゲインはこの所得には含まれない。

②現金ベースの再分配後所得——所得①から所得税・住民税・社会保険料(本人)負担を控除し、年金・恩給を加えたものである。所得税・住民税・社会保険料の年間負担額は『全国消費実態調査』には記載されていない。そこで各年の税制・社会保険制度を忠実に反映した負担額を年間収入項目や世帯属性に基づいて別途推計した⁷⁾。なお社会保険料としては年金・医療保

険料を考慮しただけであり、雇用保険料は捨象した。

③現物込みの再分配前所得——所得①に持家の帰属家賃を加える一方、持家の減価償却分を控除した。またローン金利支払分も負債残高に基づいて別途推計し、所得①から控除した。なお『全国消費実態調査』に記載されている利子・配当は過小に計上されているおそれがある。そこで各種の金融資産保有額に基づいて利子・配当を別途推計した。所得③では利子・配当を別途推計したものに置きかえている。帰属家賃の推計方法は後述するとおりである。持家の減価償却分は法定耐用年数に基づいて定率法により推計した。

④現物込みの再分配後所得——所得③から所得税・住民税・社会保険料(本人)負担分を控除する一方、年金・恩給、医療現物給付、教育現物給付の3つを加えて求めた。医療現物給付は『国民医療費』の現物給付率、年齢階層別1人あたり医療費等に基づいて推計した⁸⁾。また教育現物給付は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・大学院の教育にかかる経費のうち・国・地方が負担した分を用いて推計した⁹⁾。

持家の帰属家賃については、すでに1984年分を推計した経験がある。そこでは持家を資産保有の1形態としてとらえ、家賃は基本的に資産収益であると想定して家賃関数を特定化し回帰分析を試みた¹⁰⁾。1989年分も同様に考えて推計作業を行った。すなわち家賃関数を次のように特定化した。

$$R/F = \alpha_0 + \alpha_1 V^H/F + \alpha_2 V^L/F + \alpha_3 WC + \sum \alpha_{4i} J_i + \sum \alpha_{5j} D_j + (\text{誤差項})$$

ここで R は家賃年額、 F は住宅床面積、 V^L は宅地評価額、 V^H は減価償却後の住宅評価額、 WC は水洗トイレの有無に関するダミー変数、 J は建築時期に関するダミー変数、 D は住宅の建て方に関するダミー変数である。各パラメーターの値は1988年の『住宅統計調査』における借家世帯の個票データ¹¹⁾を利用してしながら抽出率

の逆数で重みづけした最小2乗法で回帰した。1万3589世帯という大標本数を利用した家賃関数の推定結果は第1表に示されている。1989年はまたま地価が異常に高騰した時期と重なっていたため、住宅や宅地の資産収益率はひどく低水準(宅地の年間収益率は0.3%強、住宅のそれは1.8%弱)であった。

第1表の推定結果に基づいて1989年分の帰属家賃を世帯主の年齢階層別に推計した。その結果は第2表のとおりである。2人以上の普通世帯に着目すると持家の帰属家賃年額は全国ベースで平均値139.7万円、中央値114.3万円であった。1カ月平均では12万円弱となる勘定

であり、かなり高水準の金額であるといえよう。年齢階層別にみると40歳未満層が若干高目であるものの、年齢の違いで帰属家賃に大差はなかった¹²⁾。

つぎにデータ処理にさいして1人あたり所得をどう推計するかが問題となった。通常の場合、年齢階層別データは世帯主の年齢によって整理されている。そこで本稿では、まず世帯主の年齢に着目し、世帯所得を世帯人員数で除して1人あたり所得を求めた。以下の図表で年齢区分が19歳以下(-19)からはじめられている計数は、このような処理をしたものであり、「世帯主ベース」の年齢区分である。

1人あたり所得を年齢階層別に整理する方法はもう1つある。それは各世帯員の年齢に直接着目し、世帯所得に対する個人別の請求権を推計した後、あくまでも各世帯員の年齢にこだわりながら年齢階層別の1人あたり所得(の総計や平均値)を世帯横断的に計算するという方法である。これは「個人ベース」の年齢区分であり、マイクロ・データが利用可能にならないと整理することができない。以下の図表で年齢区分が4歳以下(-4)からはじめられている計数は、このようなデータ処理によって求めたものである。

ところで世帯所得に対する個人別の請求権は、次のように計算した。まず医療現物給付と教育現物給付は対象となる世帯員に直接帰属すると考えた。この2つの現物給付以外の所得については各世帯員が平等に請求権を有すると考え、世帯所得を等分した。これは、所得税の納付額を求めるさいに夫婦間で所得をいったん合計し、その2分の1ずつに対してそれぞれの税額を計

第1表 家賃関数の推定結果

変数	パラメーター	t値
定数項	15264.0	181.1
V^u/F	0.017673	24.7
V^L/F	0.003157	309.1
WC	3213.0	105.3
J1	-10698.0	-146.3
J2	-7728.0	-120.0
J3	-8122.7	-136.5
J4	-999.21	-14.0
J5	-1986.7	-31.3
J6	-1511.2	-26.8
D1	359.41	10.1
D2	7022.4	241.8

$R^2=0.3512$ 標本数 13,589

V^u : 住宅資産評価額(円) V^L : 宅地資産評価額(円)

F: 住宅床面積(m²)

WC: 水洗トイレの有無ダミー

WC=1(有) WC=0(無)

J: 建築時期ダミー(標準=1988年)

1=1975年以前 2=1976~80年

3=1981~83年 4=1984年

5=1985年 6=1986~87年

D: 住宅の建て方ダミー(標準=一戸建て)

1=長屋建て 2=共同住宅

資料) 『住宅統計調査』(1988年)

第2表 世帯主の年齢階層別にみた持家の帰属家賃年額

(単位: 万円)

年齢区分, 歳	平均値	中央値	年齢区分, 歳	平均値	中央値
-24	115.4	104.8	50-	134.6	109.5
25-	148.4	136.9	55-	141.2	110.1
30-	154.5	133.9	60-	136.4	109.5
35-	143.0	124.3	65-	137.4	104.9
40-	141.3	119.2	70-	133.7	97.8
45-	138.5	115.2	75+	131.3	103.2

資料) 『全国消費実態調査』(2人以上の普通世帯持家のみ)

算するという2分2乗制や年金における所得分割案(夫婦の所得合計額の2分の1ずつに対して夫婦それぞれの年金請求権を持たせる考え方)を援用したものである。夫婦の間であれば問題はほとんどないと思われるが、幼児と大人の間でもこのような処理をすることに疑問がないわけではない。ただし、この疑問に正面から答えようすると、いわゆる equivalence scale 問題という難問を解決する必要に迫られる。後者の問題は、それだけでも1つの論文や著作をもって解明すべきものであるので、本稿では取り扱わないことにした。

なお本稿では税・社会保険料も各世帯員の間で等分に負担すると想定した。

『全国消費実態調査』では2人以上の普通世帯と単身者世帯の調査方法が異なっており、集計も別々に行われている。本稿ではデータ整理にあたって普通世帯と単身者世帯を同一のデータベースに入れ、両者と一緒にして計数を再集計した。

第3表は世帯主(最多収入者)ベースの計数であり、年齢階層別の世帯分布および世帯人員分布を調べたものである。まず世帯主の年齢階層別に世帯をみると25~69歳層にサンプルが集中している。75歳以上の世帯は今のところき

わめて少ない。1984年から1989年にかけて世帯ウェートが増大したのは45~49歳層および55歳以上の年齢階層である。一方、世帯人員の構成(人口構成)を世帯主の年齢階層別にみると、この5年間に40歳未満の世帯で人口ウェートが相対的に低下した。代わりに40歳以上の世帯で人口ウェートが上昇した。なお平均世帯人員は、この間に全体として3.36人から3.26人に減少した。

第4表は各世帯員に直接着目した個人ベースの年齢階層分布である。80歳以上の年齢階層で『全国消費実態調査』の調査対象となっている者は今のところきわめて少ない¹³⁾。ただし1984年から1989年にかけて40歳以上の年齢階層および15~29歳層の人口ウェートは上昇した。

3.2 可処分所得の世代間分配: 1989年の実態および1984年との比較

(1) 世帯主ベース

まず世帯主ベースの計数がどうなっていたか、この点から調べることにしよう。データの再集計結果によると、1989年における現金ベースの1人あたり所得は再分配前が168万円、再分配後が153万円であった(いずれも単身者世帯を

第3表 平均世帯人員(世帯主ベース)

年齢区分	世 帯 数			世 帯 人 員			平均世帯人員		
	'84	'89	増減	'84	'89	増減	'84	'89	増減
-19	0.6%	0.4%	-	0.2%	0.1%	-	1.03人	1.06人	-
20-	4.0	3.2	-	1.5	1.3	-	1.25	1.26	+
25-	7.2	6.3	-	4.6	4.2	-	2.14	2.14	0
30-	11.6	8.7	-	11.9	9.1	-	3.47	3.40	-
35-	14.2	12.5	-	17.4	15.6	-	4.11	4.05	-
40-	13.4	13.4	0	16.8	17.4	+	4.20	4.22	+
45-	11.7	12.2	+	13.8	14.7	+	3.95	3.93	-
50-	10.7	10.6	-	11.1	11.3	+	3.49	3.46	-
55-	9.9	10.0	+	9.5	9.6	+	3.22	3.13	-
60-	6.8	9.3	+	5.8	7.7	+	2.85	2.70	-
65-	4.9	6.0	+	3.8	4.5	+	2.63	2.41	-
70-	3.0	4.2	+	2.3	2.7	+	2.53	2.13	-
75-	1.4	2.0	+	0.9	1.4	+	2.21	2.18	-
80-	0.4	0.9	+	0.3	0.5	+	2.10	1.80	-
85-	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	2.26	2.31	+
90+	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	2.51	2.57	+
全体	100	100		100	100		3.36	3.26	-

第4表 年齢階層別の人口
(個人ベース)

年齢区分	人 口		
	'84	'89	増減
-4	9.1%	7.2%	—
5—	8.7	8.1	—
10—	8.8	8.6	—
15—	6.4	7.7	+
20—	5.0	5.6	+
25—	6.3	6.4	+
30—	8.6	7.4	—
35—	8.9	8.9	—
40—	7.8	8.6	+
45—	6.4	7.5	+
50—	6.0	6.4	+
55—	5.5	6.1	+
60—	4.3	6.0	+
65—	3.1	4.2	+
70—	2.4	3.1	+
75—	1.6	2.1	+
80—	0.9	1.3	+
85—	0.4	0.5	+
90+	0.1	0.2	+
全体	100	100	

出所：『全国消費実態調査』

含む全世帯ベースの平均値)。第2図は、この全国平均値を100とおいて、世帯主の年齢階層別に現金ベースの1人あたり所得を折れ線グラフで示したものである。細実線が再分配前所得を、また太実線が再分配後所得をそれぞれ表している(以下、第5図まで同様である)。

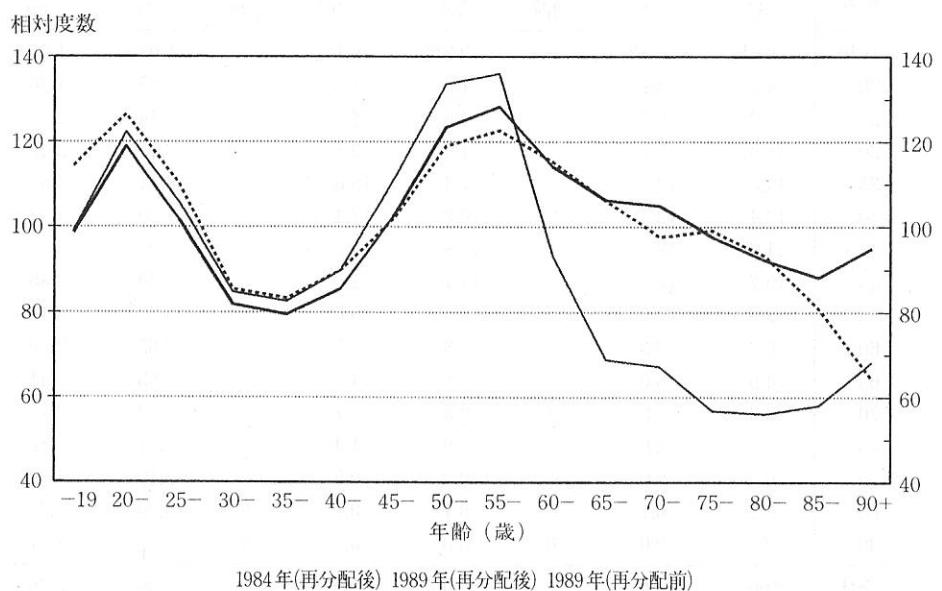
現金ベースの所得再分配では総じて60歳未

満の世帯が財源の出し手となる一方、60歳以上の世帯が給付の受け手となっている。60歳以上の高齢者世帯(とくに65歳以上の高齢者世帯)に年金を通じて給付が届けられた結果、高齢者世帯の1人あたり所得は再分配後でみると全国平均値の周辺にあった(60~74歳層では全国平均値を上回っていた)。再分配前の1人あたり所得は65歳以上の世帯においては全国平均値の70%以下であったので、年金による再分配によって、高齢者世帯の所得はかなり大幅に上昇したといえるだろう。

他方、30~44歳層の1人あたり現金所得は再分配以前においてさえ全国平均値を下回っていた。そして、この年齢階層は再分配財源の出し手であることが求められ、再分配によって所得ポジションがさらに悪化した。再分配後でみると、30歳代がもっとも気の毒な所得状況にあった。なお第2図の破線は1984年における再分配後の所得ポジションを表している。一見して明らかのように45歳未満の世帯において1人あたり再分配後所得は1984年から1989年にかけて相対的に低下した。とくに30~44歳層のそれが全国平均値の80%近くまで落ちこんだ。これらの点は今回のデータを整理してみてはじめて判明したことであり、「新しい現実」として読者の注意を促したい。

なお20歳代の前半層(主として独身者)や50

第2図 現金ベースの1人あたり所得



歳代の1人あたり現金所得は再分配後においてもそれなりの高水準を保っていた。また第2図には示さなかつたが、再分配前の1人あたり現金所得は1984年から1989年にかけて次のように変化した。すなわち45歳未満の世帯において所得ポジションが相対的に悪化した一方、45～59歳層では逆の動きがみられた。ただし60歳代の世帯では所得ポジションがわずかながら低下した。60歳代における低下は、年金給付が次第に厚みを増しており、年金以外の所得を確保する必要性がその分だけ薄くなつたことを反映しているのではないだろうか。

第3図は現物給付込みの1人あたり所得について同様に整理したものである。教育の現物給付・医療の現物給付・持家の帰属家賃を新たに考慮すると世代間の所得分配はどう変わるか。第3図はこの点を調べるためにものにほかならない。現物給付込みの1人あたり所得は1989年段階では再分配前が190万円、再分配後が202万円になつていて(いずれも単身者世帯を含む全世帯ベースの平均値)。現金ベースの所得とくらべて再分配前で22万円のアップ、再分配後で49万円のアップを手にしていたことになる。

第2図と第3図を比較してまず気がつくのは、再分配後の1人あたり所得が現物込みでみると

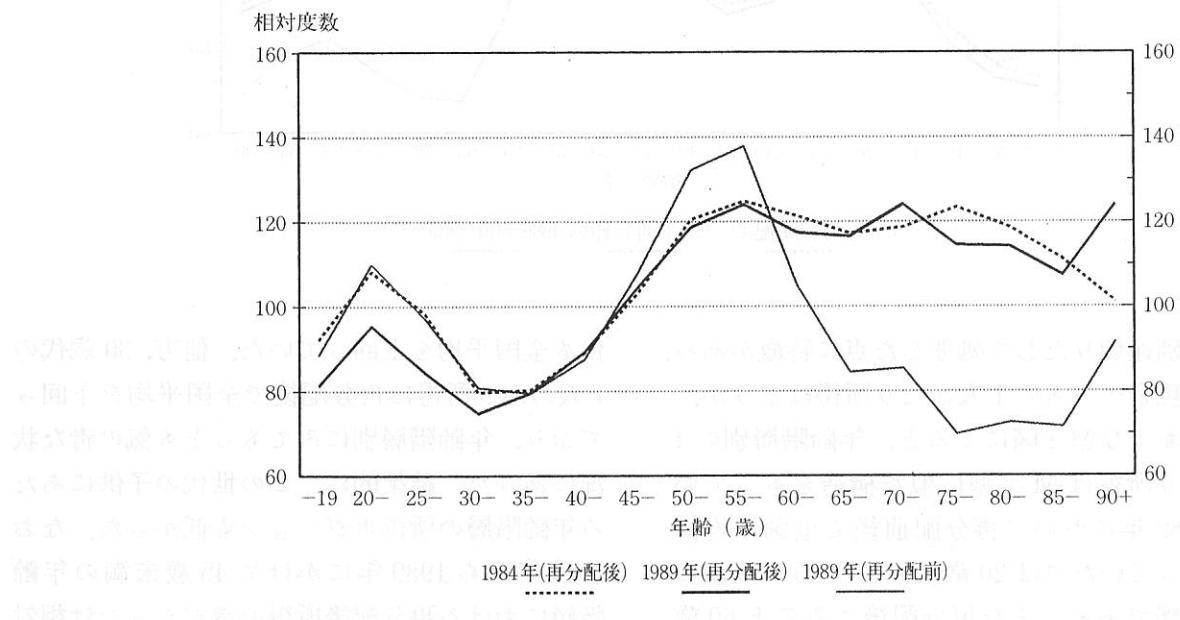
50歳以上の世帯で全世帯平均を20%前後上回るポジションでほぼ安定しており、加齢による落ちこみがほとんど観察されないという点である。また45歳未満の世帯の1人あたり所得は現物込みでみると、おしなべて全世帯平均を下回っており、この点は20歳代においても変わりがない。現物込みでみると再分配は60歳未満の世帯から60歳以上の世帯へ行われているが、その結果として特に35歳未満の世帯における所得ポジションがひどく悪化した。現物給付込みの再分配後でみると1人あたり所得における「老若逆転」はきわめて明瞭である。

なお1984年から1989年にかけて現物込みの所得ポジション(再分配後)は35歳未満の世帯でとくに悪化が著しかつた。ただし、その一因はこの年齢階層における再分配前の所得ポジション(現物込み)がこの間に多少とも低下したことに求められる。

(2) 個人ベース

つきに個人ベースの計数を再集計した結果を説明しよう。ここでは世帯主となっていない高齢者グループを高齢者グループのなかに切りとってきて、世帯主となっている高齢者グループと一緒にデータ処理をしている。この点において個人ベースの計数は世帯主ベースの計数とは基本的に異なつてゐる。また15歳未満のグル

第3図 現物込みの1人あたり所得

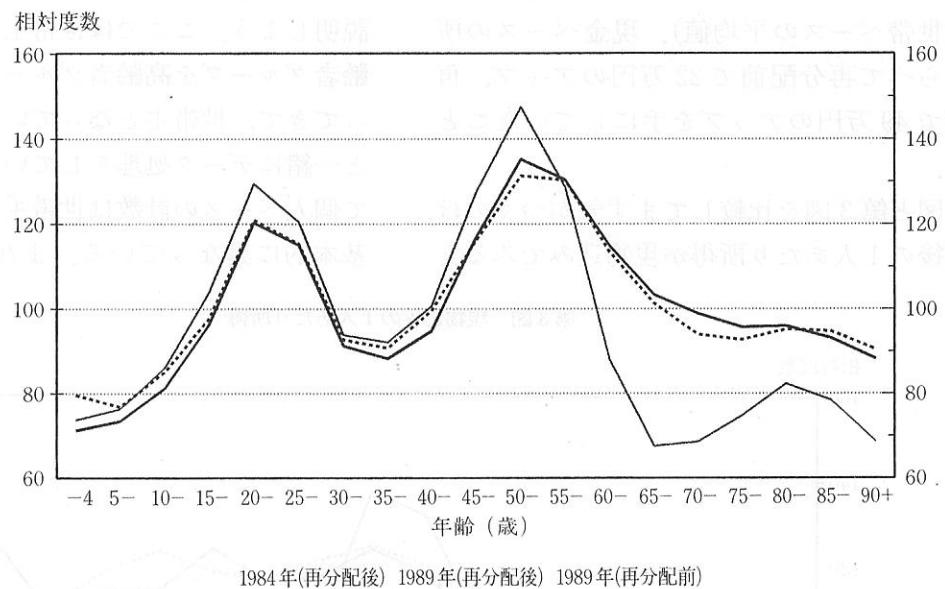


第5表 現金ベースの1人あたり所得および1人あたり消費支出

年齢区分	再 分 配 前 所 得				再 分 配 後 所 得				消 費 支 出 (年間)			
	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89
-4	110万円	124万円	7.2%	5.0%	98万円	109万円	7.2%	4.8%	73万円	77万円	7.3%	4.9%
5-	109	128	6.9	5.9	95	112	6.7	5.6	68	77	6.5	5.5
10-	123	145	7.9	7.0	105	124	7.5	6.6	76	85	7.4	6.4
15-	144	175	6.6	7.6	120	147	6.2	7.0	92	108	6.4	7.4
20-	175	218	6.3	6.8	149	184	6.0	6.3	114	129	6.2	6.3
25-	163	203	7.4	7.3	142	176	7.3	7.0	107	124	7.4	7.0
30-	131	158	8.1	6.6	114	140	7.9	6.4	85	97	8.0	6.4
35-	130	155	8.3	7.7	112	135	8.1	7.4	80	90	7.8	7.1
40-	146	169	8.2	8.2	123	145	7.7	7.7	90	99	7.6	7.5
45-	173	215	7.9	9.1	143	179	7.4	8.3	109	128	7.6	8.5
50-	193	248	8.3	8.9	162	207	7.8	8.2	119	143	7.8	8.1
55-	174	216	6.9	7.4	161	200	7.1	7.5	118	136	7.1	7.3
60-	123	148	3.8	5.0	140	176	4.8	6.5	101	127	4.7	6.7
65-	101	114	2.3	2.7	125	158	3.1	4.1	91	111	3.1	4.1
70-	98	115	1.7	2.0	116	151	2.3	2.9	85	116	2.3	3.2
75-	105	126	1.2	1.5	114	146	1.5	1.9	82	106	1.4	2.0
80-	119	138	0.8	1.0	117	147	0.9	1.2	83	103	0.8	1.2
85-	116	132	0.3	0.4	117	142	0.3	0.5	85	98	0.3	0.5
90+	106	115	0.1	0.1	112	135	0.1	0.2	77	98	0.1	0.2
全体	139	168	100	100	123	153	100	100	91	107	100	100

注：個人ベース

第4図 現金ベースの1人あたり所得



ープも別途切りだして処理した点に特徴がある。

まず現金ベースの1人あたり所得はどうか。第5表および第4図によると、年齢階層別の1人あたり所得はM字型に似た構造をもっていた。1989年において再分配前後で全国平均値を上回っていたのは20歳代および45~59歳の年齢階層である。また再分配後でみると60歳

代も全国平均を上回っていた。他方、30歳代の1人あたり所得は再分配後で全国平均を下回っており、年齢階層別にみてもっとも気の毒な状況にあった。結果的に、この世代の子供にあたる年齢階層の所得ポジションも低かった。なお1984年から1989年にかけて45歳未満の年齢階層における再分配後所得のポジションは相対

的に低下した(第4図の破線から太実線への動きをみよ)。ただし再分配前でみると、この間に20歳代および50歳代の所得ポジションが相対的に上昇した一方、30~44歳層のそれは低下した。

現金ベースの所得再分配が60歳未満の年齢階層から60歳以上の年齢階層に対して行われていたこと、60歳代の再分配後所得が全世帯平均を上回っていたこと、30~44歳層が1人あたり所得でみると相対的に割をくっていたこと、などは第2図と第4図で共通している。

なお第4表によると60歳以上人口は1989年時点において全人口の16.4%を占めていた。他方、第5表によると、60歳以上の所得シェア(現金ベース)は再分配前が12.7%、再分配後が17.3%であった。再分配によって高齢者の所得シェアは人口シェアよりすでに大きくなっているのである。

第6表および第5図には個人ベースで調べた現物給付込みの1人あたり所得が示されている。現物給付込みでみると、再分配は20~59歳層から5~19歳層および60歳以上の年齢階層に対して行われていた。5~19歳層が再分配所得

の受け手になっているのは、教育の現物給付を考慮したからである。年金や医療サービス等の社会的支援によって60歳以上の高齢者は全体の平均を10~20%ほど上回る所得(再分配後)をすでに享受している。他方、30~44歳層のそれは全体の平均を20%前後下回っており、この年齢階層は再分配という面においてもっとも冷遇されている。

なお1984年から1989年にかけて45歳未満の年齢階層における所得の相対的ポジションは総じて悪化した一方、50~74歳層のそれは好転した。これは再分配前でも再分配後でも同様に指摘することができる。また10~24歳層は現物給付込みでみると全国平均を上回る1人あたり所得を享受していた。教育の現物給付があったこと、親の年齢層が相対的に高めの所得階層に属していたこと、などをその理由として挙げることができよう。

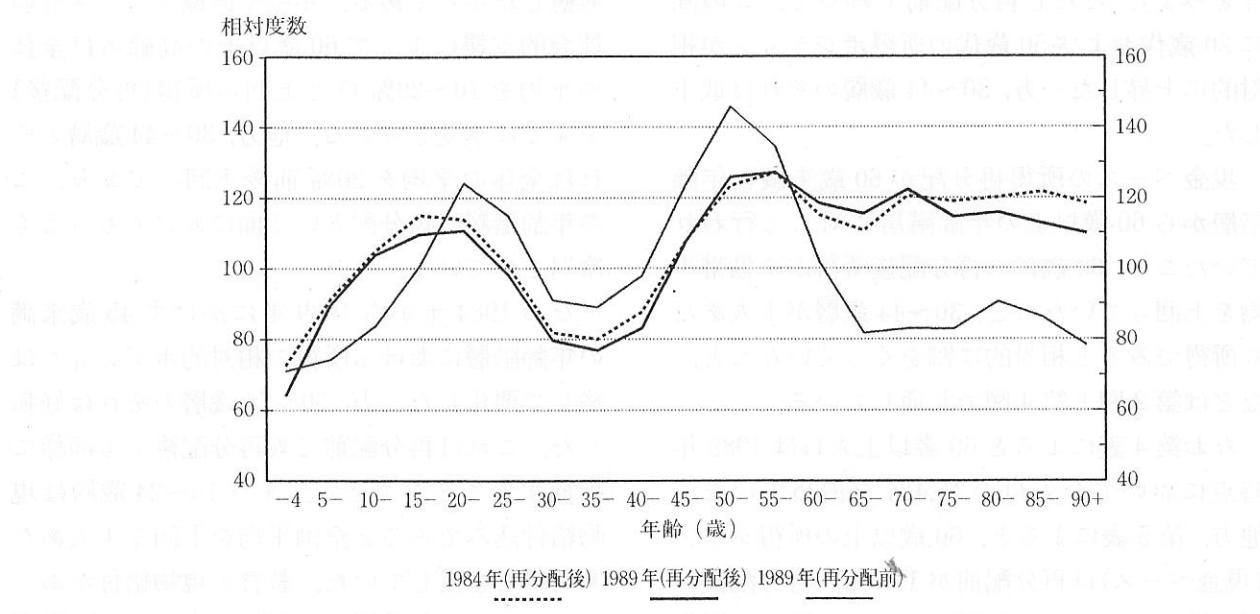
現物給付込みの所得シェアは第6表に示されている。それによると1989年時点において60歳以上の高齢者が享受している所得シェアは再分配前で14.5%、再分配後で19.4%であった。すでに紹介した現金ベースの所得シェアとくら

第6表 現物込みの1人あたり所得および1人あたり消費支出

年齢区分	再分配前所得				再分配後所得				消費支出(年間)			
	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89	'84	'89
-4	117万円	135万円	7.1%	4.8%	114万円	129万円	6.6%	4.3%	96万円	105万円	6.5%	4.4%
5-	115	141	6.7	5.7	143	181	7.9	6.9	127	153	8.2	7.3
10-	131	159	7.8	6.8	164	210	9.3	8.4	147	180	9.7	8.9
15-	154	191	6.6	7.3	180	221	7.3	8.0	162	192	7.7	8.6
20-	185	236	6.2	6.5	178	223	5.7	5.8	150	174	5.6	5.6
25-	171	218	7.2	6.9	158	198	6.4	5.9	129	151	6.1	5.6
30-	137	173	7.9	6.4	128	161	7.0	5.6	107	125	6.9	5.4
35-	137	169	8.1	7.5	125	155	7.1	6.5	105	119	7.0	6.2
40-	154	186	8.0	8.0	137	168	6.8	6.8	116	132	6.8	6.6
45-	184	236	7.8	8.8	169	218	6.9	7.7	146	177	7.0	7.7
50-	208	277	8.3	8.8	193	254	7.4	7.6	161	196	7.2	7.3
55-	195	256	7.1	7.7	199	257	7.0	7.3	164	196	6.7	6.9
60-	146	193	4.2	5.7	180	239	4.9	6.7	148	188	4.7	6.5
65-	122	155	2.5	3.2	173	233	3.4	4.6	145	186	3.4	4.5
70-	116	158	1.9	2.4	189	246	2.9	3.6	164	212	3.0	3.8
75-	122	157	1.3	1.6	186	231	1.9	2.3	161	196	1.9	2.4
80-	134	172	0.8	1.1	188	233	1.1	1.4	161	194	1.1	1.5
85-	134	164	0.3	0.4	190	227	0.4	0.6	165	186	0.4	0.6
90+	123	149	0.1	0.1	185	221	0.1	0.2	155	185	0.1	0.2
全体	149	190	100	100	157	202	100	100	134	163	100	100

注：個人ベース

第5図 現物込みの1人あたり所得



べると、現物込みの所得シェアの方がそれぞれ2%前後高い。高齢者はすでに年金を通じてそれなりに寛大な社会的支援をうけているが、医療の現物サービスが加わることによって寛大な支援はいっそう厚みをましている。

(3) 特定世代のみに着目した分配状況

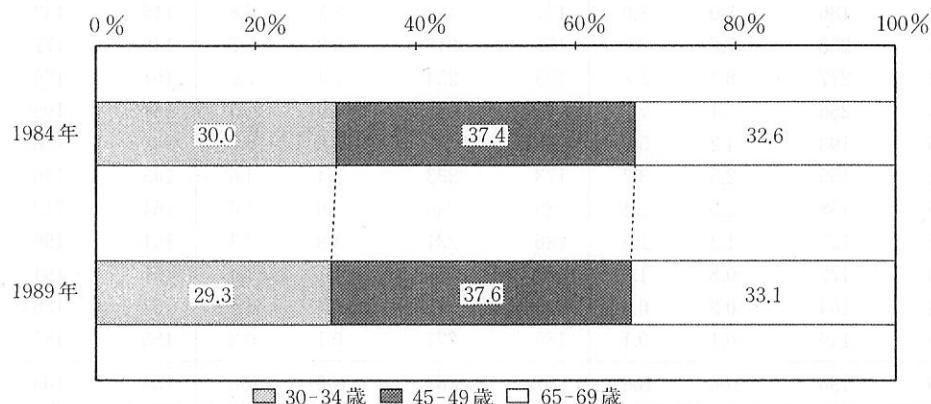
前項では全年齢階層を対象にした再集計結果を説明した。ここでは典型的であると思われる特定の世代だけを抜きだして、分配状況調べることにしたい。いわばパイの分け方が世代間でどうなっていたかを単純化した世界のなかで浮き彫りにしようというのである。

第6図、第7図は30歳代前半層、40歳代後半層、60歳代後半層の3つの年齢階層だけで社

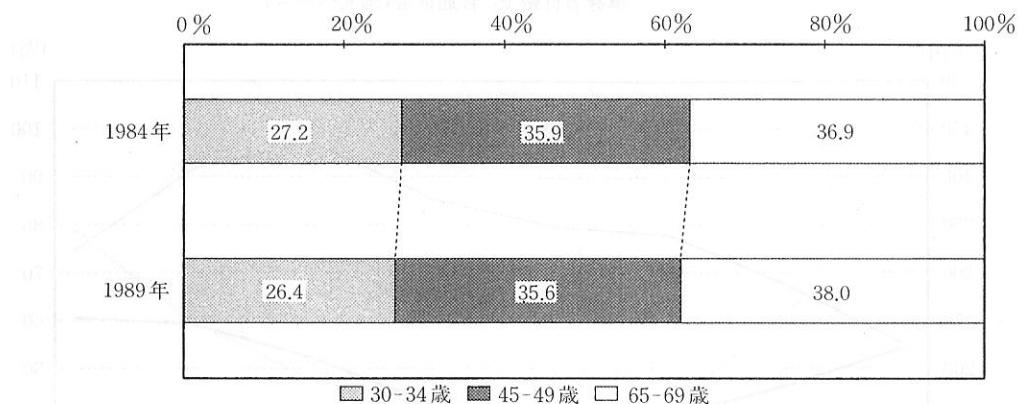
会が構成されていると想定し、この3つの世代間で再分配後の1人あたり手取り所得がどう分配されていたかを整理したものである。基礎となるデータは個人ベースの再分配後所得であり、第6表の計数をそのまま利用した。すなわち、これら3つの年齢階層の再分配後所得を合計し、それを100と置きかえて各年齢階層のシェアを計算して世代別の分配比率を求めたのである。

第6図は現金ベースの再分配後所得、第7図は現物給付込みの再分配後所得、の分け方をそれぞれ示している。それによると、若手である30歳代前半層のパイの分け前は、現金ベースでみても現物込みでみても3つの世代のなかではもっとも少ない。新しい技術の中心的担い手で

第6図 再分配後所得(現金ベース)



第7図 再分配後所得(現物込み)



あり、子育てをはじめて間もない年齢層のパイの分け前が、引退者中心の高齢者のそれよりも少ない。しかも1984年から1989年にかけて、この若手の人びとが手にしたパイの分け前は相対的に縮小した。これが最近における日本の現実にほかならない。

他方、60歳代後半層にとって、この間にパイの分け前はさらに多めになり、現物給付込みでみると、中年の働き盛りである40歳代後半層の分け前より多い。このような事実は、過去の日本では考えられなかつたことであり、また今日の世界においてもきわめて例外的な現象であると思われる。

なお40歳代後半層は、現金ベースでみると、これら3つの年齢階層間でもっとも多めのパイの分け前を享受している。そして現金ベースのパイの分け前は1989年にいたる5年間でわずかながら拡大した。ただし現物給付込みのパイの分け前はこの間に若干縮小した。

(4) 単身者と普通世帯との比較

第5図によると20歳代前半から後半にかけて現物給付込みの1人あたり所得は急激に落ち込んでおり、その低落は30歳代になってもつづいている。第5図は単身者と2人以上の普通世帯を同一のデータベースのなかで処理して作成してある。この点はすでに述べた。ここでは単身者と普通世帯を分離して1人あたり所得の年齢階層別推移を調べることにしたい。20~34歳層の単身者は、その大半が独身中であると考えても大過ないだろう。一方、普通世帯の場合、

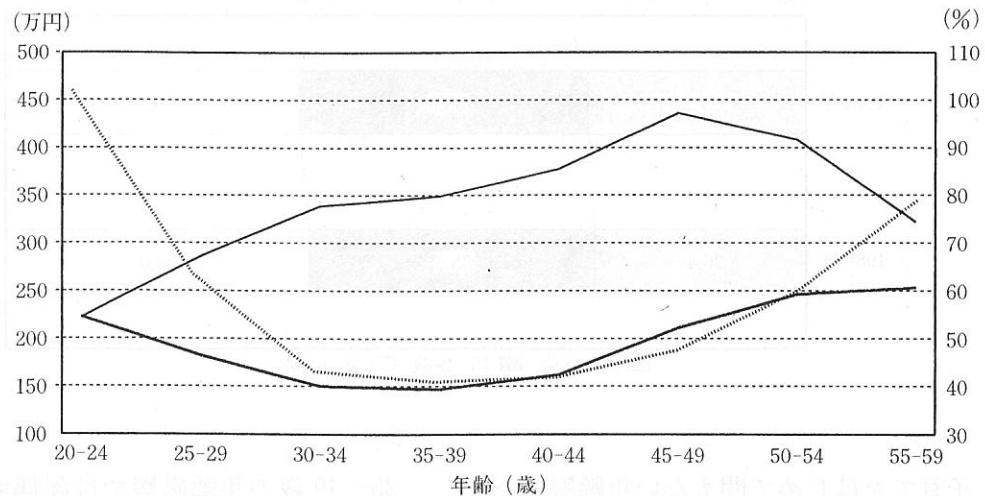
25~49歳の年齢階層では配偶者のいる者が圧倒的に多い。ちなみに1989年データの場合、普通世帯の平均世帯人員は2.7人(20~24歳)、3.2人(25~29歳)、3.8人(30~34歳)、4.3人(35~39歳)、4.4人(40~44歳)、4.1人(45~49歳)となっていた。単身者と普通世帯を比較することは、事実上、独身者と既婚者を比較することと大差ないだろう。

第8図は1989年における個人ベースのデータを利用して現物給付込みの1人あたり再分配後所得を単身者世帯と普通世帯を比較しながら調べたものである。それによると20歳代前半時には両者の差異はないが、25~29歳層から普通世帯における相対的所得ポジションの急激な悪化がはじまり、30~49歳層における普通世帯の所得ポジションは単身者世帯のそれの半分以下の水準に甘んじていることが歴然としている¹⁴⁾。世帯にも規模の経済性が認められるものの、1人あたり所得のこのような激しい落ち込みを規模の経済性でカバーできるとは、どうしても思えない。

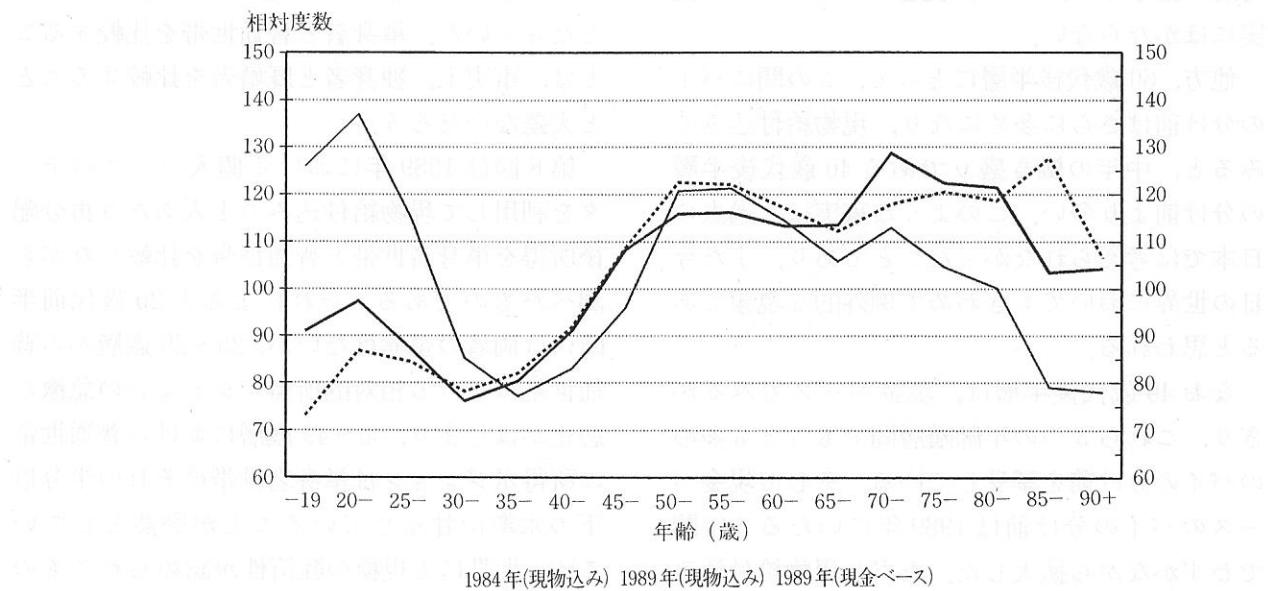
(5) 1人あたり消費支出の世代間比較

本節では参考のために1人あたり消費支出についても世代間比較を試みた。その結果が第9図、第10図である。消費支出は基本的に再分配後の1人あたり所得に左右される面が多い。この点は、第2図・第3図と第9図を、あるいは第4図・第5図と第10図をそれぞれくらべると確認可能である。

第8図 現物込みの1人あたり再分配後所得
単身者世帯 vs. 普通世帯(個人ベース)



第9図 1人あたり消費支出(世帯主ベース)



4 財源選択と世代間の所得分配

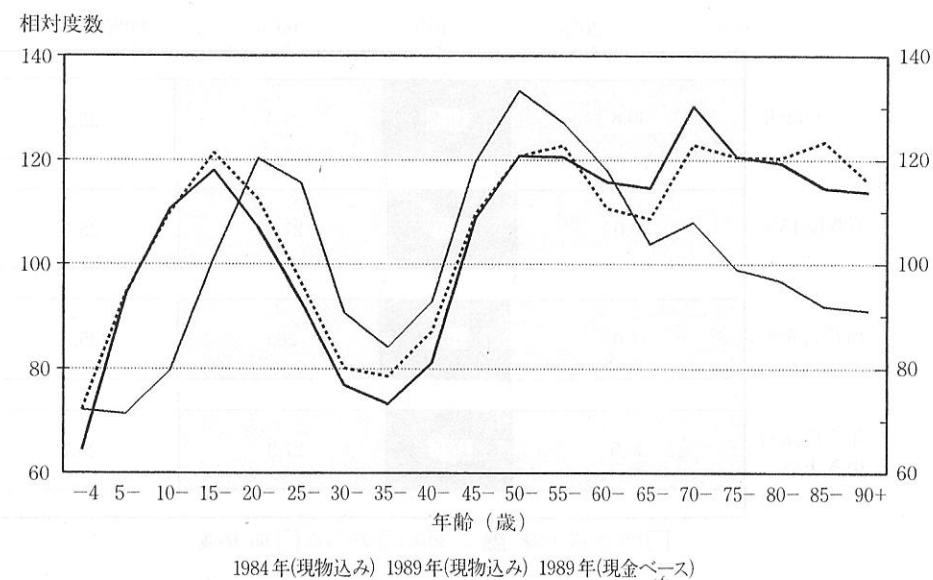
税制改革によって世代間の所得分配は変わる可能性がある。本節では、この点を調べる。

まず1989年時点において消費税を導入してたら、どういう変化が起こっていたか。ここでは15%の消費税を想定した。そして消費税導入による収増はすべて所得税・住民税の一括減税の財源に充当すると仮定した。いわゆる税収中立型の税制改革が行われたと仮定するの

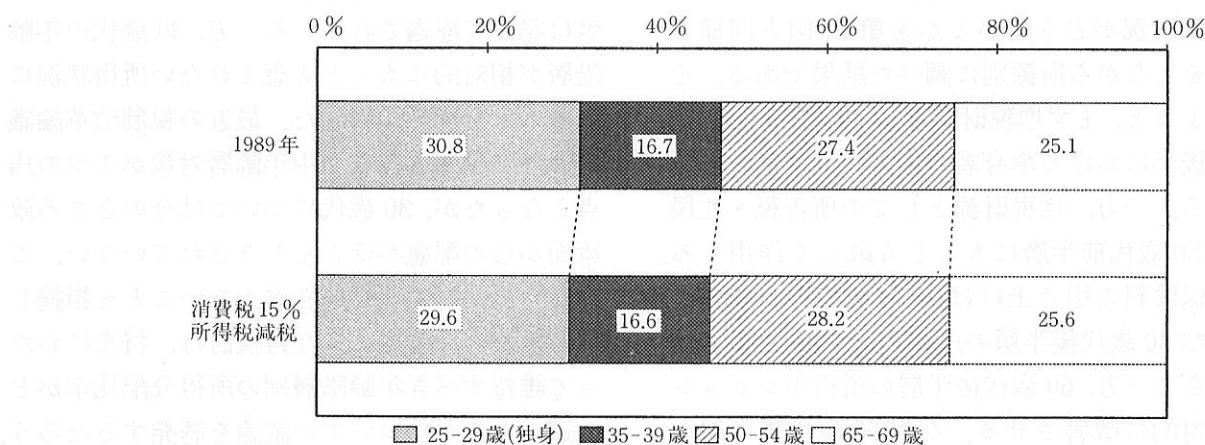
である¹⁵⁾。さらに、ここでは消費税を導入したり所得減税をしたりしても個々の世帯における消費支出・再分配前所得は不变にとどまると単純に仮定した。そして再分配後所得を計算するさいに消費税負担分を所得から控除した。この最後の処理方法は再分配後所得の通常の計算方法とは異なっている(念のため)。

第11図は、このような諸仮定をおいて求めたものである。ここでは、日本社会が25~29歳の単身者世帯、30歳代後半・50歳代前半・

第10図 1人あたり消費支出(個人ベース)



第11図 税収中立型税制改革と1人あたり所得(現物込み)の分け前: 再分配後、個人ベース

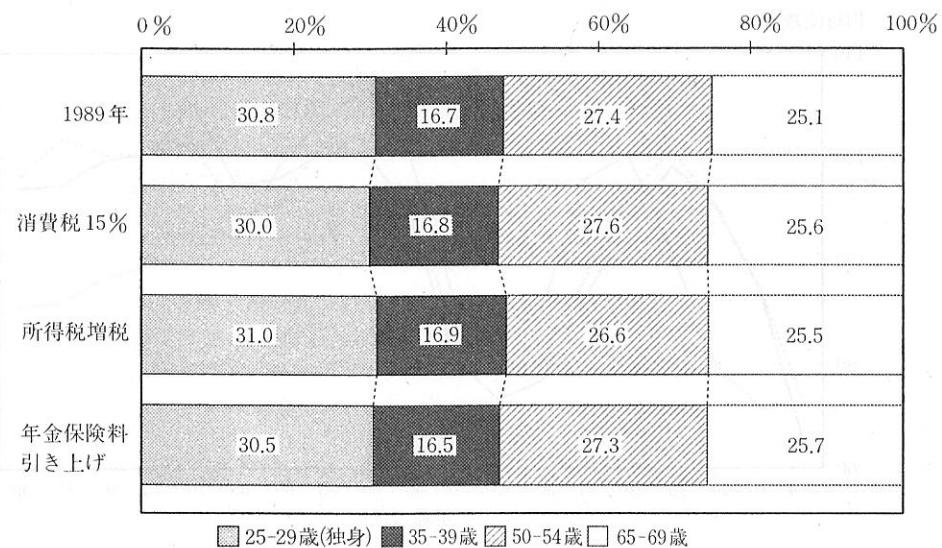


60歳代後半の普通世帯のみによって構成されていると想定し、4つの年齢階層における現物給付込みの1人あたり所得(再分配後)の合計を100とおいて年齢階層別の所得シェアを求めた。使用したのは個人ベースのデータである。その結果によると、まず消費税シフトによって所得の分け前が少なくなるのは20歳代後半の単身者(独身者)である。一方、所得税・地方税の減税による恩典を享受するのは50歳代の前半層にほかならない。60歳代後半層の場合、①消費水準が相対的にみて必ずしも高くはないこと、②世帯主でない60歳代後半層を世帯員として抱えている壮年齢層(世帯主年齢)が少なからぬ所得税・住民税を負担していること、等により、

この4つの年齢階層間における相対的ポジションは消費税シフトによって悪化せず、むしろ上昇するという結果が得られた。これは通常の世帯主ベースのデータ処理で予想された結果とは異なっている。なお30歳代後半層の所得ポジションは消費税シフトによってほとんど変わらない。

つぎに全体として増税になるケースを想定し、財源選択の違いによって世代間の再分配にどのような変化が起こるかを調べてみた。増税財源としては消費税15%, 所得税・住民税の一律増税、年金保険料の引き上げ、の3つを検討した。この場合、増税総額は3つのケースですべて同一になるように仮定した¹⁶⁾。

第12図 財源選択と1人あたり所得(現物込み)の分け前:再分配後、個人ベース



第12図は、このような増税によって世代間の分配状況がどう変わるかを第11図と同様の処理をしながら財源別に調べた結果である。それによると、まず増税財源としての消費税は20歳代後半における単身者の所得の分け前を少なくする。一方、増税財源としての所得税・住民税は50歳代前半層にもっとも厳しく作用する。年金保険料の引き上げは20歳代後半の単身者および30歳代後半層の所得の分け前を相対的に減らす一方、60歳代後半層の所得ポジションを相対的に改善させる。なお60歳代後半層の所得ポジションは個人ベースでみるとかぎり、ここに示した3つの増税措置のいずれを発動させても悪化しない。高齢者の所得ポジションを引き下げる必要が仮にあるとしたら、ここに示した3つの選択肢とは別の手段(たとえば年金給付課税の強化、医療サービスにおける窓口負担の強化、各種福祉サービスの利用者負担強化など)に訴えることを検討すべきである。

5 結びに代えて

本稿では「世代間の公平」観念をマスグレイブ教授の提案した方向で受けいれる場合、議論の基礎となる世代間分配の実態が最近の日本においてどうなっていたかを主として調べた。そ

して1人あたり再分配後所得でみるとかぎり高齢者は総じて厚遇されている一方、30歳代の年齢階層が相対的にもっとも恵まれない所得状況にあることを明らかにした。最近の税制改革論議においては働き盛りの中年齢層対策が1つの焦点となつたが、30歳代については今のところ政策面からの配慮がほとんどなされていない。この点を再検討する必要性が大きいことを指摘しておきたい。そのような再検討は、将来にわたって維持すべき年齢階層別の所得分配比率がどの辺にあるかについての議論を誘発するだろう。この点についての期待を述べ、問題提起を主眼とした本稿を閉じることにしたい。

(一橋大学経済研究所・

東洋英和女学院大学人文学部)

注

* 本稿の基礎となった研究に対して文部省科学研究費一般研究C(研究代表者:高山憲之、課題番号06803007)による研究助成を受けた。記して謝意を表したい。

1) たとえば Johnson et al. (1989), Lanslett-Fishkin eds.(1992), Marmor et al.(1994)をみよ。

2) 詳しくは高山(1992)の第1章をみよ。

3) マスグレイブ教授は、この方法を“fixed relative position”と呼んでいる。他の方法として同教授が検討したのは世代間移転をいっさい伴わない世代中立性(intergeneration neutrality)、グロス賃金比で一定の年金給付を約束する方法(fixed replacement

rate), 保険料率を常に一定不变に維持する方法(fixed contribution rate), 等である。

4) 今後 35 年間で現役の公的負担が倍増すると仮定する場合, OB の標準的な年金水準は対グロス賃金比で 68% から 55% 程度に下がる。これが OB の負担に事実上、相当している。給付はネットスライドへの切りかえで 35 年後に 20% 近く縮減することになる。高山(1994d)をみよ。

5) 現役の税込み賃金が年 0.6% 超のスピードで実質的に(物価上昇分を除いて)増えているれば、現役の生活水準は今後とも着実に上昇していく。高山(1994d)をみよ。

6) 筆者はかつて、この問題について『家計調査年報』を用いて 1986 年と 1993 年の 2 時点で比較したことがある[高山(1994a, 1994b)参照]。ただし、そこでは 30 歳代前半の若手勤労世帯、40 歳代後半の働き盛り世帯、高齢無職世帯、の 3 つの標準的世帯だけを選んだし、2 時点間でパイの分け前にどのような変化が生じたかを調べたにとどまり、家計部門全体として年齢階層別のパイの分け前がどうなったかについては考察しなかった。

7) 推計にあたり大竹文雄氏(大阪大学助教授)のご支援を頂戴した。

8) 1984 年分については『経済分析』116 号、88~89 頁をみよ。1989 年分の医療現物給付額(1 人あたり年額)は 14 歳以下 4 万 7738 円、15~44 歳層 5 万 7238 円、45~64 歳層 17 万 6698 円、65~69 歳層 32 万 8880 円、70 歳以上 53 万 1317 円と推計された。

9) 1989 年分は『文部統計要覧』のなかの「財源別教育費」を利用して推計した。その結果によると 1 人あたり教育現物給付(年額)は幼稚園児 16 万 3156 円、小・中学生 65 万 7672 円、高校生 56 万 5967 円、大学・大学院生 97 万 1446 円であった。一方、1984 年分は『教育指標の国際比較』のなかの「学校教育費の負担区分」を利用して求めた。その結果によると幼稚園児 13 万 1212 円、小・中学生および高校生 48 万 2984 円、大学・大学院生 93 万 2748 円であった。なお 1984 年分の推計にあたり文部省大臣官房調査統計企画課教育行財政調査係のご支援を頂戴した。記してお礼申し上げたい。

10) 詳細は『経済分析』116 号、76~84 頁および高山編著(1992)の第 4 章補論をみよ。

11) 11 市区(相馬市、足利市、中野区、武蔵野市、平塚市、掛川市、武生市、宇治市、三田市、尾道市、中津市)における借家の個票データである。

12) 1988 年から 1989 年にかけて帰属家賃は 2.7% だけ名目額が上昇したとして推計した。単身の持家世帯における帰属家賃年額は平均値 101.5 万円、中央値 81.7 万円であった(1989 年分)。なお都道府県別にみると、東京都における持家世帯の帰属家賃(年額)が突出して高く、平均値 195.0 万円、中央値 152.8 万円であった(1989 年分、普通世帯のみ)。

なお総務庁は独自に持家の帰属家賃を推計している。その方法は本稿で説明したものと基本的に異なっており、家賃の説明変数として住居の構造・浴室の有無・

水洗便所の有無・建築時期・都市階級についての各ダメー変数および住居の延べ床面積が使用されている。そして家賃関数は全国を 4 つの地域(東京都、南関東 3 県、関西 3 府県、その他)に分割して地域毎に推計されている。総務庁推計によると、1989 年における持家の帰属家賃(年額)は全国ベースで平均値 76.1 万円、中央値 68.8 万円(普通世帯分)であった。この推計値は本稿推計分の 55~60% にすぎない。

13) 『全消』には調査対象から除外されているサンプルがあるので、人口分布は現実とは必ずしも一致していない。『経済分析』116 号、47 頁、参照。

14) 「子供ができたら地獄だ」という言葉が最近、若者の間でひそかにささやかれている。第 8 図をみると、この言葉は一面の真実を物語っているようである。

15) 15% 消費税の導入による税収増は、この場合 1989 年段階で所得税・住民税の 80% 近い(厳密には 79.46%)の大幅減税を可能にしたという計算になる。

16) 消費税 15% 分の増税は所得税・住民税の一率 79.46% の増税、年金保険料の 2.32 倍水準への引き上げ(厚生年金を例にとると 12.4% から 28.8% への引き上げ、労使込み)にそれぞれ相当していた。

参考文献

- [1] 高山憲之(1992)『年金改革の構想』日本経済新聞社。
- [2] 高山憲之編著(1992)『ストック・エコノミー』東洋経済新報社。
- [3] 高山憲之(1994a)「人口高齢化の進展と税制改革」『国税解説速報』1月 8・18 日新春合併号。
- [4] 高山憲之(1994b)「可処分所得等の世代間比較について(中間報告)」未定稿(政府税制調査会、6 月 21 日席上配布資料)。
- [5] 高山憲之(1994c)「21 世紀福祉ビジョンをめぐって」『税経通信』8 月号。
- [6] 高山憲之(1994d)「年金保険料上げ、小刻みに」日本経済新聞・経済教室欄、10 月 28 日付け朝刊。
- [7] Johnson, P., Conrad, C. & Tompson, D. eds. (1989), *Workers versus Pensioners: Intergenerational Justice in an Aging World*, Manchester Univ. Press.
- [8] Kotlikoff, L. (1992), *Generational Accounting*, Free Press(香西泰監訳『世代の経済学』日本経済新聞社、1993 年)。
- [9] Lanslett, P. & Fishkin, J. S. eds.(1992), *Justice Between Age Groups and Generations*, Yale University Press.
- [10] Marmor, T. R., Smeeding, T. M. & Greene, V. eds.(1994), *Economic Security and Intergenerational Justice*, Urban Institute.
- [11] Musgrave, R. A.(1981), "A Reappraisal of Social Security Financing," in Skidmore, F. ed., *Social Security Financing*, The MIT Press.

